

法務委員会 質問要旨

2018年5月25日
国民民主党 階 猛

1. 一般論として、成年年齢引下げの環境整備のための施策を実施したからといって、その効果が上がるとは必ずしも言えないのではないか(法務大臣)
2. 消費者被害の拡大を防止するための施策の効果を定量的に検証する手段として、18歳から22歳の消費者相談の件数を見るべきではないか(法務省政府参考人)
3. 当該件数の近年の推移からして、消費者被害の拡大を防止するための施策の効果が十分に発揮されているとは言えないのではないか(法務大臣)
4. 18歳成年に向けて若者の自立を促すような施策を実施することと成人式や飲酒喫煙年齢を20歳に据え置きすることは矛盾しないか(法務省政府参考人)
5. 消費者被害に遭わないだけの判断力を有するなら、飲酒や喫煙で健康や素行を害さない判断力は当然有するのではないか(法務大臣)
6. 今回の法案は若者が新たなリスクを負う一方、それに見合うリターンはないのではないかと(法務大臣)
7. 5/11の松田委員への答弁で「成年年齢の引下げについても、国民の理解は進んでいるのではないかと述べているが、その具体的根拠は何か(法務省政府参考人)
8. 世論調査や参考人陳述からすると、国民、とりわけ法案のターゲットである若者には、まったく理解が得られていないのではないかと(法務大臣)
9. 成年年齢の引下げの法整備を行うための条件が未だ整っておらず、法改正は時期尚早ではないかと(法務大臣)

以上

※配布資料はおって提出